

岐阜県における湧水湿地の保全

(株)テイコク 河合和幸

1. はじめに

岐阜県には、高層湿原から低層湿原まで様々なタイプの湿地が存在する。特に、美濃地方東部（東濃地方と呼ぶ）には、100 m²に満たない小規模な湧水湿地が無数に存在し、そのほとんどが無名である。これらは、2012年7月にラムサール条約登録湿地に認定された愛知県の「東海丘陵湧水湿地群」と基本的には同じタイプのものである。

2. 湧水湿地の特殊な生態系

湧水湿地は、遺存的に生息・生育している絶滅危惧種の宝庫である。昆虫類ではヒメヒカゲ、ヒメシジミ、ヒメタイコウチ、ハッチョウトンボ等が見られ、植物ではサギソウ、トキソウ、トウカイコモウセンゴケ、ミミカキグサ類が生育する。また魚類では細流にナガレホトケドジョウが生息する。これらの種が密接に関連し合い、湧水湿地特有の生態系を構成している。

3. 保全の取り組み

湧水湿地が分布する東濃地方の丘陵地は、昭和50年代以降ゴルフ場、住宅団地、工業団地等の造成が各地で行われ、既に失われた湿地が少なくない。しかし、NPOの働きかけが活発な一部の市町では、行政機関による湿地を含む土地の買い上げ、湿地の植生管理、国定公園への編入申請等が少しずつ動き始めている。

4. 保全に向けての課題等

岐阜県東濃地方の湧水湿地群の保全については、さしあたって以下の課題を解決していかなければならないと考える。

- ① 実在する各湿地の現状把握と公表
- ② 国内外における認知度の向上
- ③ 代表的な湿地について環境省「モニタリングサイト1000」への登録（次期）
- ④ 「日本の重要湿地500」への追加編入（登録地 No.225、No.226、No.228 の周辺）
- ⑤ センター的な拠点施設の確保

